

岐阜県医療整備課から各施設へ発出予定の案内文書（令和6年12月18日付け医整第815号）になります。

医整第815号
令和6年12月18日

各施設の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

令和6年医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、
歯科衛生士及び歯科技工士の届出について

日頃より、本県の医療行政に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記医療業務従事者の方については、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条、保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第6条第3項及び歯科技工士法第6条第3項の規定により、2年に一度12月31日現在で住所地、従業地、従事している業務の種別等の届出を行うことになっており、本年が届出年に当たります。前回調査の令和4年度からは、従来の紙による届出から「医療従事者届出システム」を利用したオンラインによる届出が可能となり、簡便な手続きで実施することが可能です。

つきましては、下記のとおり、貴施設に従事している対象者の方に周知いただき、届出をしていただきますよう、お願いいたします。

紙での届出も可能ではありますが、原則として国の「医療従事者届出システム」でのオンラインによる届出としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象者

医師・歯科医師・薬剤師	籍登録されている方全て ※複数の施設に従事している場合は、主たる施設で記入（重複しないこと）
保健師・助産師・看護師・准看護師	業務に従事しており、かつ <u>従業地が岐阜県にある方</u> （パートを含む） ※産休、育休等休職中の方も、雇用契約が継続していれば届出が必要
歯科衛生士・歯科技工士	※複数の施設に従事している場合は、主たる施設で記入（重複しないこと）

2 提出期限

令和7年1月15日（水）必着

3 届出の方法

ア オンラインによる届出（※原則）

- 裏面ウ「① 国ホームページ」の「医療従事者届出システムログインはこちら」からログインいただき、ご提出をお願いします。
- システムの利用方法等の詳細は、国ホームページに掲載のマニュアル等をご確認ください。

※初めて利用する場合は、利用申請が必要となります。

令和4年の届出をオンラインで行った場合は、同じID・パスワードによりログインが可能です。
ID・パスワードが不明な場合は、施設所在地を所管する保健所（別添「提出先保健所一覧・問い合わせ先一覧」を参照）までご連絡ください。

イ 紙による届出

- 紙での提出を行う場合は、下記ウ「① 国ホームページ」又は「② 県ホームページ」から紙（届出票の様式）をダウンロードして届出してください。
なお、印刷規格はA4サイズとし、医師、歯科医師、薬剤師、保健師・助産師・看護師・准看護師については両面印刷としてください。
- 紙のダウンロードが困難な場合は、施設所在地を所管する保健所に「訪問し受取」又は「返信用封筒で請求」してください。

ウ 各ホームページのご案内

① 国ホームページ

- 医療従事者届出システムへのログイン、「医師・歯科医師・薬剤師」の紙（届出票の様式）のダウンロード等については、こちらからお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html

[厚生労働省トップページ] → [政策について] → [分野別の政策一覧]
→ [健康・医療] → [医療] → [医療従事者による2年に一度
の届出（三師届・業務従事者届）について]



② 県ホームページ

- 「保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士」の紙（届出票の様式）のダウンロード等については、こちらからお願いします。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/100997.html>

[岐阜県トップページ] → [子ども・女性・医療・福祉] → [医療]
→ [法令・計画等] → [各種統計情報・資料] → [医療業務従事者届]



4 提出先

※保健所の住所等については、別添「提出先保健所一覧・問い合わせ先一覧」をご確認ください。

医師・歯科医師・薬剤師：住所地又は従業地を所管する保健所
上記以外：従業地を所管する保健所

5 問い合わせ先

※別添「提出先保健所一覧・問い合わせ先一覧」をご確認ください。

岐阜県 健康福祉部 医療整備課 医事係
担当係長 山下 担当 山内、原、栗野、平尾
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

【提出先保健所一覧】

保健所名	連絡先	所在地等	管轄区域
岐阜市保健所 感染症・医務薬務課	電話：058-252-7187	〒500-8309 岐阜市都通 2-19 ※岐阜市保健所管内の施設の場合、医療機能情報提供制度における電子媒体（Excel）の請求及び提出は、県医療整備課（c11229@pref.gifu.lg.jp）宛てにお願いします。	岐阜市
岐阜保健所 総務課	電話：058-380-3001 メール：c22701@pref.gifu.lg.jp	〒504-0838 各務原市那加不動丘 1-1 健康科学センター	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃保健所 総務課	電話：0584-73-1111 メール：c22703@pref.gifu.lg.jp	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
関保健所 総務課	電話：0575-33-4011 メール：c22705@pref.gifu.lg.jp	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	関市、美濃市、郡上市
可茂保健所 総務課	電話：0574-25-3111 メール：c22706@pref.gifu.lg.jp	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1 可茂総合庁舎	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東濃保健所 総務課	電話：0572-23-1111 メール：c22708@pref.gifu.lg.jp	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所 総務課	電話：0573-26-1111 メール：c22709@pref.gifu.lg.jp	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	中津川市、恵那市
飛騨保健所 総務課	電話：0577-33-1111 メール：c22710@pref.gifu.lg.jp	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

【問い合わせ先一覧】

（１）医療業務従事者の届出書

- ・上記の管轄する保健所
- ・岐阜県医療整備課 電話：058-272-8268（土日祝日・年末年始を除く 9時30分～16時00分 ※時間外にかけた場合は、無音となり繋がりません。）
- ・厚生労働省コールセンター 電話：0120-330-742（閉庁日を除く 平日 9時30分～17時30分）
- ※「医療従事者届出システム」を利用したオンラインによる届出に関するお問い合わせは、上記の厚生労働省コールセンターまでお願いします。

（２）医療機能情報提供制度における報告書

- ・上記の管轄する保健所
- ・岐阜県医療整備課 電話：058-272-8268（土日祝日・年末年始を除く 9時30分～16時00分 ※時間外にかけた場合は、無音となり繋がりません。）
- ・厚生労働省G-M I S事務局 電話：050-3355-8230（土日祝日を除く 9時00分～17時00分）
- ※G-M I Sに関するお問い合わせは、上記の厚生労働省G-M I S事務局までお願いします。